

東京電機大学 公益通報及び相談制度について

学校法人東京電機大学及び設置各校（以下「本学」と表記します）では、「公益通報者保護法」に基づき、公益通報及び相談等の窓口（以下「通報・相談窓口」と表記します）を設置しております。学内で法令違反等を見かけた場合は、下記により通報・相談窓口をご利用ください。

1. 利用者の範囲

本学と雇用関係にある教職員（非常勤、派遣労働者等を含みます）と本学の学生、生徒等からの通報・相談を受け付けます。

2. 通報・相談の内容

本学に在籍する教職員等又は学生等による法令違反、本法人諸規程違反の不正行為が生じている又は生じようとしている事実の通報・相談の内容となります。

3. 公益通報及び相談等の受付

(1) 通報・相談窓口

学校法人東京電機大学 経営企画室

〒101-8457 東京都千代田区神田錦町 2-2（東京神田キャンパス 15号館 9階）

TEL 03-5280-3505

FAX 03-5280-3566

MAIL koueki@jim.dendai.ac.jp（専用アドレス）

※ 本学の学生、生徒等の場合、学生支援センター（学部事務部（学生厚生））等、中高事務室等を通じて経営企画室に通報・相談することもできます。

(2) 公益通報及び相談等の受付方法

- ① 信書（書面）、電子メール、電話、FAX 又は面談にて受け付けます。
- ② 電話、面談は、平日 10 時～16 時の間にお願いいたします。
- ③ 面談ご希望の場合は事前にご連絡下さいますようお願いいたします。

(3) その他

- ① 最初に「公益通報」である旨を明らかにしてください。
- ② できるだけ実名での通報・相談をお願いいたします。（匿名による通報・相談も受け付けますが、事実調査等において対応できない場合があります）
- ③ 虚偽通報を含む不正目的の通報（第三者に損害を与える通報等）は固く禁止させていただきます。（この通報・相談を行った場合、本学諸規程に基づき、処分されます）

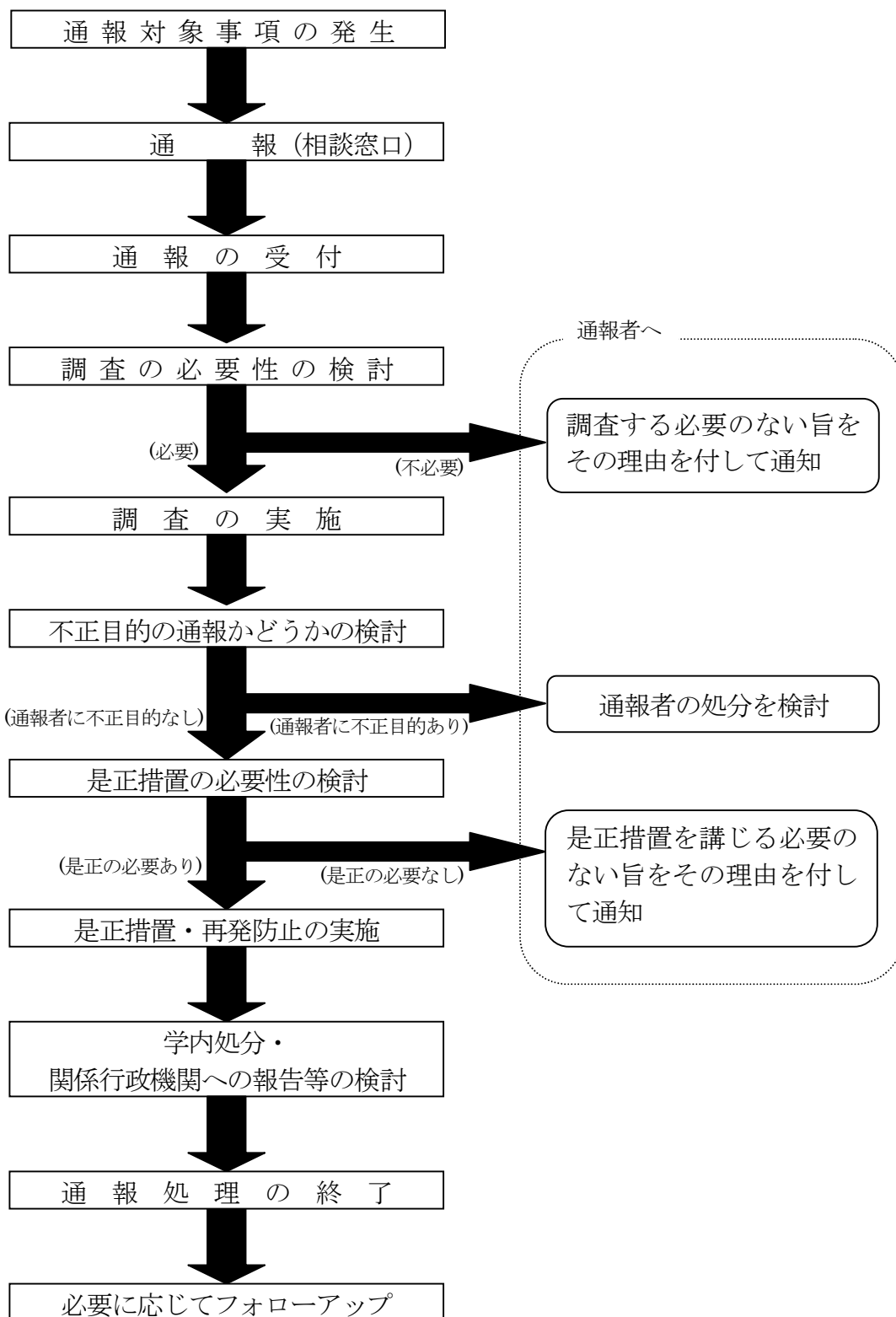
4. 通報者の保護

通報・相談された方は、通報・相談したことを理由として、職場環境又は修学環境において“不利益な取扱い”等を受けることはありません。

5. 本学規程、関係法令等

- (1) 学校法人東京電機大学における公益通報に関する規程
- (2) 公益通報者保護法
- (3) 学校法人東京電機大学 通報対象事実発生、通報から処理までのフローチャート

通報対象事実発生、通報から処理までのフローチャート(抜粋)



学校法人東京電機大学における公益通報に関する規程（抜粋）

第2章 通報

（通報窓口）

第4条 通報者からの通報又は相談（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口は経営企画室とする。ただし、本学の学生等にあつては、学生等の窓口業務を分掌する部署等を通じて経営企画室に通報等を行うことができる。

- 2 通報窓口（担当者）でないにもかかわらず、通報者から誤って通報等を受けた教職員等は、当該通報者に対し、前項の窓口に通報等すべき旨を教示しなければならない。
- 3 前2項にかかわらず、第3条各号に定める規程に抵触する事案を第1項の窓口で通報等を受けたときは、第3条各号の規程に定められている窓口に通報等すべき旨を教示しなければならない。

（通報）

第5条 本学の教職員等及び学生等は、法令違反等の事実が生じ、又は生ずるおそれがあると判断した場合は、経営企画室又は学生等の窓口業務を分掌する部署等に通報するように努めなければならない。

- 2 通報者は、不正の利益を得る目的、本学及び第三者に損害を加える目的、その他不正の目的等の通報等、誠実性を欠く通報等を行ってはならない。

（通報の方法）

第6条 窓口への通報等は、氏名及び所属等を記入の上、信書（書面）、電子メール、電話、FAX又は面談とする。

- 2 前項にかかわらず匿名による通報も受け付けるものとする。

第3章 調査等

（調査委員会の任務）

第9条 調査委員会は、通報者からの通報に係る事実関係を調査するか否か検討を行い、その検討の結果、調査の必要がないと判断したとき、調査委員会委員長は、通報者にその旨の理由を付して通知する。

- 2 前項の検討の結果、調査の必要があると判断したときは、調査開始の旨を通報者に通知するとともに、通報についての事実確認及び事実調査（是正措置の必要性の検討を含む）を行い、その結果を理事長並びに当該事実の関係する学校の長に報告するものとする。
- 3 調査委員会は、必要により通報事項の関係者に対し出席を求め、事情を聴取することができる。出席・事情聴取の要請を受けた者は事情聴取に応じ、また、意見の陳述・弁明をすることができる。
- 4 調査委員会は、必要により通報の事項について学外の専門家の意見を求めることができる。

（調査結果への対応）

第10条 理事長は、第9条第2項の報告を受け速やかに是正措置、再発防止策その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置とあわせ、必要に応じて、学内規程に基づき制裁処分等を行うことがある。
- 3 第5条第2項による通報を行った者に対し、前項に準じて処分等を行うことがある。
- 4 前3項の対応について、必要に応じて、監事、内部監査員、関係行政機関へ報告しなければならない。

（通報者の保護）

第14条 通報者は、公益等通報を行ったことを理由として、一切の不利益な取扱いを受けない。また、教職員等は、公益等通報を行ったことを理由として、通報者に対しての一切の不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 経営企画室長は、通報者が公益等通報を理由として、一切の不利益な取扱いを被ることがないように必要な措置を講ずるとともに、通報者の職場環境又は修学環境の保全に努めなければならない。
- 3 経営企画室長は、通報者に対する不利益な取扱いを確認した場合には、直ちに不利益な取扱いを是正するとともに、理事長に報告を行い、不利益な取扱いを行った者に対する必要な措置を行う。
- 4 前項の是正、措置は、必要に応じて、理事長が行う。

学校法人東京電機大学公益等通報書

通報者の氏名	(・匿名)	本書記載日	平成 年 月 日
通報者の所属	・教職員（所属： _____）・アルバイト ・派遣労働者（派遣元： _____）・退職者 ・学生等（所属： _____ 学年 _____ 年）・保護者 ・取引先（社名： _____ 部署： _____）		
希望する連絡方法	電話（自宅・職場・携帯・他（ _____ ））・メール（自宅・職場・他（ _____ ）） FAX（自宅・他（ _____ ））・郵送（自宅・職場・他（ _____ ））・他（ _____ ）		
連絡先			
通報内容	1. 通報対象者： _____ 部署： _____ 2. 通報対象事実は（生じている・生じようとしている・その他（ _____ ）） （いつ） _____ （どこで） _____ （何を） _____ （どのように） _____ （何のために） _____ （なぜ生じたのか） _____ 対象となる法令等違反 _____ 3. 通報対象事実を知った経緯 _____ _____ 4. 通報対象事実に対する考え _____ _____ 5. 特記事項 _____ _____		
証拠書類等の用意（有（書面・テープ・フロッピー・その他（ _____ ））・無） 調査の進捗状況・結果の通知（希望する・希望しない）（※匿名の通報の場合は通知できません）			

1. 通報内容を整理するために使用してください。（この書面を郵送・メールで送っていただいても構いません）
2. 分かる範囲でご記入ください。（全てを埋める必要はありません）
3. できる限り実名での通報にご協力ください。（匿名の場合、調査結果の通知等ができない、又は事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります）
4. 通報は、学校法人東京電機大学経営企画室（神田キャンパス 15号館 9階）をお願いいたします。（本学の学生、生徒等の場合、学生支援センター（学部事務部（学生厚生））等、中高事務室等を通じて経営企画室に通報・相談することもできます。）

学校法人東京電機大学経営企画室 〒101-8457 東京都千代田区神田錦町 2-2
 電話：03-5280-3505 FAX：03-5280-3566 メール：koueki@jim.dendai.ac.jp